

地方自治法第199条第7項の規定に基づき指定管理者監査を実施したので、その結果を飯塚市監査基準第23条の規定により、次のとおり公表する。

令和4年3月18日

飯塚市監査委員 篠崎 充 俊

飯塚市監査委員 吉田 健 一

第1 監査の概要

1 監査の期間

令和3年10月25日（月）から令和3年12月23日（木）まで

2 監査の対象

「飯塚市体育施設」の指定管理者の業務について

一般社団法人 飯塚市スポーツ協会（指定管理者）及び健幸都市推進課

3 監査の場所

監査事務局及び当該施設

4 監査の範囲

令和2年度の指定管理者の業務に関する財務及びその他の事務の執行状況、施設等の管理状況について

5 監査の方法

「飯塚市体育施設」が設置の目的に沿って適切かつ効果的に管理され、財務事務が適正に処理されているかを主眼として、関係書類を抽出等により調査するとともに、現地調査や関係職員からの説明を聴取するなどの方法により、監査を実施しました。

6 監査の主な着眼点

【主管課】

- (1) 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- (2) 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。

- (3) 管理に関する経費の算定、支出の方法、手続等は適正になされているか。
- (4) 事業報告書の点検は適切になされているか。
- (5) 利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。

【指定管理者】

- (1) 施設は関係法令（条例を含む）の定めるところにより、適切に管理されているか。
- (2) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
 - ① 市長等との協議、通知、各種報告は協定等どおりなされているか。
 - ② 協定等の内容に反する第三者への委託を行っていないか。
 - ③ 事業報告書は適正に作成されているか。
 - ④ 経費節減は図られているか。
 - ⑤ 利用者の平等利用は確保されているか。
- (3) 利用促進のための努力はなされているか。
- (4) 公の施設の管理に係る収支会計経理は、適正になされているか。
また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- (5) 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。

第2 監査の結果

1 指定管理者の管理業務

- (1) 施設（附属施設、器具等を含む。以下同じ。）の利用に関すること。
- (2) 施設の維持及び修繕に関すること。
- (3) 市長が施設の利用の運営上必要と認める業務

2 指定管理料 令和3年度 71,251,958円

3 監査結果の内容

今回の監査は、施設の管理、会計経理及び事業報告等が基本協定書に基づき適正かつ効率的に行われているかに留意し実施しました。

その結果、帳票類の整備は適正に執行されているものの、事務処理について直ちに是正及び改善を要する事項がありましたので、下記のとおり文書で指摘を行いました。

また、指摘には至らないものの改善の必要な事項、問題点については、関係

者に適正な処理を行うよう求めました。

なお、担当課である健幸都市推進課は、基本協定書等に基づき、指定管理者が業務を円滑に行うことができるよう、履行確認を適切に行うとともに、業務をサポートしてください。

【主管課に対する指摘事項】

1 経理について（局長指摘事項）

飯塚市体育施設管理運営仕様書（以下「仕様書」という。）14（3）には、「指定管理者としての業務にかかる経費とその他の業務にかかる経費を区分して管理すること」とされている。

しかしながら、指定管理会計より補助金会計に一時的に資金を繰り出しているのが散見され、その後の繰入れを失念しているものもあった。

指定管理者の話では、補助事業会計の資金繰りができないため、やむを得ず指定管理会計から繰り出しているとのことであるが、補助金の事業完了前交付により資金ショートを防止することは可能であり、会計間のやり取りは不要であると思料する。

指定管理業務とその他の業務に係る経費との区分を明確にし、他会計との出し入れを安易に行うことのないよう指導すること。

なお、補助金についても、指定管理者と資金計画等の協議を十分に行い、交付時期について検討されたい。

2 事業計画書について（局長指摘事項）

飯塚市体育施設の管理運営に関する基本協定書で指定管理者が提出することとされている事業計画書について、指定管理に係るものではなく、スポーツ協会全体の事業に係る内容が記載されており、指定管理業務としてどのような事業を計画したのかが不明で、計画どおりに事業が実施されたのか確認ができない。

事業計画書については、適切な審査を行うこと。

3 再委託について（局長指摘事項）

総務省自治行政局長通知「地方自治法の一部を改正する法律の公布について」（平成15年7月17日付け総行行第87号）には、「清掃、警備といった個々の具体的業務を指定管理者から第三者へ委託することは差し支えないが、法律の規程に基づいて指定管理者を指定することとした今回の制度の趣旨にかんがみれば、管理に係る業務を一括してさらに第三者へ委託することはできないものであること。」と記されている。

穂波 B&G 海洋センター、穂波体育館等については、管理業務委託契約を第三者と締結しているが、本契約の仕様書には、業務内容として「施設使用の管理」と記されており、本来、指定管理者が行わなければならない施設の利用許可業務が

委託業務から除外されているのか、本仕様書では判断できない。

再委託について、委託業務の内容を明確にするよう指定管理者に指導すること。

4 自主事業について（局長指摘事項）

仕様書 7 (6) には、「（略）あらかじめ市長等の承認を得て自主事業を実施することができる。」と記載されている。

①しゃんしゃん動こう健康づくり教室、②らくらくリズム体操、③卓球教室等の自主事業については、承認手続きを行わないまま実施していた。

今後は仕様書に従い、適切な事務処理を行うよう指導すること。

5 旅費について（局長指摘事項）

一般社団法人飯塚市スポーツ協会給与及び旅費規程第 8 条には、「職員が協会の業務のために旅行するときは旅費を支給するものとし、旅費の額は実費支給とする。」と定められている。

令和 2 年 11 月 19 日～11 月 20 日の新体育館建設における各市町体育館視察について、宿泊代 5,265 円の他に算定根拠のない 4,735 円を旅費として支給していた。日当等の必要性があるのであれば、同規定を整備するよう指導すること。

6 郵券の管理について（局長指摘事項）

切手受払簿は整備されているものの、受払簿に記載された郵券の残枚数に比べ、実枚数が不足していることが確認された。

郵券は金券であることから管理の重要性を認識し、管理を徹底するよう指導すること。

【指定管理者に対する指摘事項】

1 経理について（局長指摘事項）

飯塚市体育施設管理運営仕様書（以下「仕様書」という。）14 (3) には、「指定管理者としての業務にかかる経費とその他の業務にかかる経費を区分して管理すること」とされています。

しかしながら、指定管理会計より補助金会計に一時的に資金を繰り出しているのが散見され、その後の繰入れを失念しているものもありました。

担当者の話では、補助事業会計の資金繰りができないため、やむを得ず指定管

理会計から繰り出しているとのことでした。

補助金の交付時期について主管課と協議し、資金ショートを防ぐとともに、指定管理業務とその他の業務に係る経費との区分を明確にし、他会計との出し入れを安易に行うことのないようにしてください。

2 事業計画書について（局長指摘事項）

協定書で指定管理者が提出することとされている事業計画書について、指定管理に係るものではなく、スポーツ協会全体の事業に係る内容が記載されており、指定管理業務としてどのような事業を計画したのかが不明で、計画どおりに事業が実施されたのか確認ができません。

今後は、指定管理業務の事業計画書を提出してください。

3 再委託について（局長指摘事項）

総務省自治行政局長通知「地方自治法の一部を改正する法律の公布について」（平成15年7月17日付け総行行第87号）には、「清掃、警備といった個々の具体的業務を指定管理者から第三者へ委託することは差し支えないが、法律の規程に基づいて指定管理者を指定することとした今回の制度の趣旨にかんがみれば、管理に係る業務を一括してさらに第三者へ委託することはできないものであること。」と記されています。

穂波 B&G 海洋センター、穂波体育館等については、管理業務委託契約を第三者と締結していますが、本契約の仕様書には、業務内容として「施設使用の管理」と記されており、本来、指定管理者が行わなければならない施設の利用許可業務が委託業務から除外されているのか、本仕様書では判断できません。

再委託について、委託業務の内容を明確にしてください。

4 自主事業について（局長指摘事項）

仕様書 7 (6) には、「(略) あらかじめ市長等の承認を得て自主事業を実施することができる。」と記載されています。

① しゃんしゃん動こう健康づくり教室、②らくらくリズム体操、③卓球教室等の自主事業については、承認手続きを行わないまま実施していました。

今後は仕様書に従い、適切な事務処理を行ってください。

5 旅費について（局長指摘事項）

一般社団法人飯塚市スポーツ協会給与及び旅費規程第8条には、「職員が協会

の業務のために旅行するときは旅費を支給するものとし、旅費の額は実費支給とする。」と定められています。

令和2年11月19日～11月20日の新体育館建設における各市町体育館視察について、宿泊代5,265円の他に算定根拠のない4,735円を旅費として支給していました。日当等の必要性があるのであれば、同規定を整備してください。

6 郵券の管理について（局長指摘事項）

切手受払簿は整備されているものの、受払簿に記載された郵券の残枚数に比べ、実枚数が不足していることが確認されました。

郵券は金券であることから管理の重要性を認識し、管理を徹底してください。